

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名			
円	円			
試験研究費の額	1	平均売上金額 (別表六(八)「5」)	12	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	2	平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(八)「10」)	3	10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (13)	14	
試験研究費の増加試験研究費の額 (別表六(八)「11」)	4	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
増加試験研究費の額 (1) - (3) (1) ≤ (4)の場合は0)	5	超過税額控除割合 $((15) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	16	
増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14) × (16)	17	
試験に係る研究税額の増加割合 (6) ≥ 30%の場合	7	0.3	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	18
試験に係る研究税額の増加割合 (6) < 30%の場合 (6)	8		当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5) × ((7)又は(8)) (5) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$)の場合は0)	9	円	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額	20
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の③」)	21
当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額	11		法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22

御注意

「比較試験研究費の額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合6」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9」には、「(5) × (7)」として計算した金額を記載してください。

別表六（七）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特例控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額²⁰（(11)の金額又は(19)の金額）」は、措置法第42条の4第4項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(19)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(11)の金額又は」を消します。